

議案第 1 1 1 号

市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例制定について

市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（令和元年 6 月条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名中「非常災害により生じた廃棄物」を「非常災害廃棄物」に改める。

第 1 条中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項」に、「同条第 3 項」を「同条第 4 項又は第 5 項」に、「により準用」を「において読み替えて準用」に、「第 9 条の 3 の 3 第 1 項」を「第 9 条の 3 の 3 第 1 項又は第 2 項」に、「市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設を設置する者（以下「受託者」を「次に掲げる者（以下「受託者等」に改め、「書類（」の次に「当該一般廃棄物処理施設が繊維くずの破碎施設その他の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない一般廃棄物処理施設として政令で定めるものである場合にあっては、同項各号に掲げる事項を記載した書類。」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第9条の3の3第1項に規定する非常災害廃棄物の処分を行う非常災害廃棄物処理受託者若しくは非常災害廃棄物処理再受託者又は法第6条の2第3項後段の規定による処分の委託を受けた者
- (2) 法第9条の3の3第2項に規定する特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を行う特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは特別管理非常災害廃棄物処理再受託者又は法第6条の2第5項後段の規定による処分の委託を受けた者

第3条中「は、法第9条の3の3第2項」を「等は、法第9条の3の3第3項」に改め、同条第1号中「受託者」の次に「等」を加える。

第4条第2号、第5条第1項第1号、第6条第1項第1号及び第8条中「受託者」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、非常災害廃棄物処理受託者等が実施する生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規定を整備する等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。